

Title	藤田敬三著 日本産業構造と中小企業：下請制工業を中心にして
Sub Title	
Author	植草, 益
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.5 (1965. 5) ,p.487(149)- 488(150)
JaLC DOI	10.14991/001.19650501-0149
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650501-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

種々の観点から提起された種々の問題が、そこではいわばザッパリのツヒにそれぞれの自己を主張しており、それらを結び合わせる綱の目はどちらかといえば open question として残されている。そのため「軟い心」の持主からみれば、本書には滋養はあるが余り美味でない mess の匂いが感じられるかもしれない。しかし、これも、本書が資質の異なる多くの論者の共同論著である以上、ある程度避けがたいことであろう。むしろ評者は、E.E.C.、ひいては世界的に重要な統合運動全般の理解にむかうひとつのプロセスとして本書の貢献を積極的に評価しておきたい。(一九六五・二・一八)

(日本国際同盟研究所刊)

新刊紹介

藤田敬三著

『日本産業構造と中小企業』

——下請制工業を中心にして——

わが国の経済構造においては、資本の階層性、とくに独占資本と中小企業との間の量的・質的断層が、欧米先進資本主義と比較してみると、きわだった特徴になっている。この資本の階層性にもとづく独占資本の中小企業支配・収奪が過酷なこともわが国経済構造の特質である。この独占資本と中小企業との支配・従属関係の問題を集中的に具現しているのが下請制である。したがって、下請制に関する研究は、日本経済構造の特質を知る重要な課題である。

藤田敬三氏は、この下請制、およびその戦後の発展形態たる企業系列に関する研究の最高権威であられる。その多年にわたる諸著作が、一書にまとめられることは、久しい以前から期待されていたことであった。本書はこの期待にこたえられた書である。

新刊紹介

第一章から第四章までは、戦前・戦時・戦後の下請制に関する実証研究とその本質論についての旧稿を加筆して再録したものである。ここでは、とくに氏の下請制の本質規定の「商業資本的」という用語に対する多くの誤解をとくためには、拙稿特にその戦時の主要論文を直接通読してもらうことが早道だと考えるに至った」という意図が含まれている。第五章・第六章には、戦後の下請制の変化と企業系列の発生史およびその本質規定に関する最近の著作が系統的に集録されている。附章として中小企業概論を展開し、最近の中小企業問題に焦点を当てられている。

さて、氏の下請制および企業系列の本質規定については、すでによく知られていることであるから、要約する必要もないと思われるが、一応その基本点だけを要約しておきたい。氏は、「日本独占体の支配の形態が、市場の独占に力点を置く欧米のそれとは異なり、優位資本の劣位産業資本への直接の吸着的支配、特に下請制的な収奪に重点を置く特異なものである」という日本独占資本の特殊性の認識に立たれたうえで、下請制とは「独占のある段階において支配的となったところの問屋資本ならびに産業資本の商業資本的充用の

特殊形態」であり、「元来マニユファクチュア的な問屋制工業が、各国で早くから採用したところの外業部の支配が、最近の下請工業によって特に顕著に継承されたわけであり、その甚だしく複雑な近代性にもかかわらず、それはなんらか特殊な範疇ではなく、まさに資本の商業資本的外業部支配の全系列の線上に現われる最新(日華事変下)の一形態にはかならぬ」ものであると規定される。

企業系列については、それは「元来下請制の中からまたはその発展として発生したものであり、下請制との共通性はもちろん、問屋制家内工業の系譜下にある企業結合」形態であり、その最高の発展形態である。それゆえに、それは下請制と共通の特徴をもつが、「親企業が生産面におけるその直接の責任を回避しつつも、なおかつ系列企業の生産面に深くタッチせざるをえない企業系列的結合の本来の要求は、単なる部品の外註による収利機会を量的に高めることをもって甘んずることを原則とする下請的結合の要求とはその質を異にしている。」しかも「経営面、技術面における親企業と系列企業との密接な関係は、わが国の系列における人的・技術的・資本的なつながりをかなり強化させる傾向を持ってお

一四九 (四八七)

り、この限りにおいて、系列企業は下請制のあたかも完全な対立物であるかのごとき一面を持っており、そこに急激な変質があったように見えるのである。」

以上のような下請制および企業系列に関する藤田氏の本質規定には、多くの批判がある(たとえば伊東信吉等著「日本中小企業問題研究史」および小林義雄編「企業系列の実態」等々)から、ここでは詳論しないが、通読して感じた点を指摘しておきたい。

まず第一に、氏の下請制についての「商業資本的企業部支配」という規定であるが、「問屋を元方とする下請工業」については、この規定は当嵌まると思われるが、「大工場元方の主導する下請工業」においては、外注と下請との混乱(八三頁)にみられるごとく、あまりにも下請制における前期性を強調した結果、外注における独占資本と下請上層との間の社会的分業の関係の成熟化を無視することになったと思われる。小宮山琢二氏がその近代性を大きく評価した「専断下請制」を正しく認識しなかつたために、下請制の本質規定において、あまりに前期的・日本の特殊性を強調することになったと思われる。このような欠陥が、企業系列の規定において、それを

下請の「完全な反対物」、「急激に変質」したものと把握する結果になり、現在の企業系列になお残存する過酷な「しわよせ」収奪にみられる生産関係上の日本の特殊性を軽視することになっていられると思われる。

第二に、氏の下請制および企業系列の規定においては、独占資本主義の段階や独占資本の支配はたしかに意識されているが、下請制や系列が発生・成立する背景における生産力構造の変化やそのもとの独占資本の集積・集中のあり方が具体的に把握されていないために、問屋制工業↓下請制工業↓企業系列にいたる形態の変化や、そこにおける独占資本の役割が十分に把握されないことになっていると思われる。

総じて、資本主義の各発展の段階における企業の統合と分化の発展の度合(規模の問題)、規模別社会的分業のあり方、資本の階層間における競争のあり方等々の下請II系列に関する一般理論と、この一般性が日本経済の歴史的・構造的・特殊性のなかでいかに現象するかという具体分析とが、下請II系列研究の課題であろう。かかる意味では、藤田氏は後者、とくに特殊性論の研究に重点を置きすぎたきらいがある。これは、「講座派」的「型」

論把握に影響されたためではないかと思われる。

ともあれ、本書は、日本の中小企業問題研究、ひいては、日本資本主義の経済構造問題研究の古典となる書である。是非一読されることをおすすめしたい。(岩波書店・昭和四十年一月二十五日刊・A5・四三四頁・一五〇〇円)

—植草 益—

外務省編著

『国連貿易開発会議の研究』

一九五九年十一月、イギリスのロイド銀行頭取で、駐米大使をつとめたことのあるサー・オリヴァー・フランクスは、低開発国問題をとり上げて論じ、工業化された北方諸国と貧しい南北諸国との「南北関係」こそいわゆる「東西関係」に代って第一義的な国際問題になったとの考えをのべ、この見解を文書にしてアメリカ国務省に提出した。寡聞によればこれが最近ジャーナリズムをさかんに賑わしている南北問題という言葉のはじまりだそうである。

しかし、南北問題そのものよってきたるところは遠くかつ深い。その発生の起源を尋ねて、われわれは、あるいは四四年のブレントノッツ連合経済会議まで、あるいは一七七年のロシア革命まで、あるいは一九世紀における帝国主義の拾頭まで、あるいはそれ以前までというふうに歴史をどこまでもさかのぼっていくことができる。しかし、歴史の現時点にたつとき、われわれの眼を奪うのは、昨年三月二十三日から六月十六日まで、百二十一人カ国の代表千五百名余をあつめてジュネーブで開催された国連貿易開発会議(UNCTAD)の壮大な景観であろう。

この会議では、現在の低開発国の当面する主たる困難のひとつを貿易面の隘路にもとめる立場から、低開発国貿易の安定・拡大、ひいては経済開発の円滑な達成のため必要と目される国際協力の諸措置が討議され、その企図の新しい、カベレッジの広さ、アプローチの確かさによって全世界の注視を浴びた。おそらく何よりも重要なことは、この会議が一回かぎりのものに終らず、第十九回国連総会の議決を経て、貿易開発理事会を執行部とし、総会に付属する新機構として常設化されたことである。これによって、南北問題は、

その提起においても、それへの対処においても、まさにひとつの新紀元をむかえたということができよう。

このような時機に、前回会議の解説と資料紹介を目的とする本書が外務省の手で編まれたことは、当然のこととはいながらやはり歓迎に値する。その内容は、第一篇「国連貿易開発会議の討議概要と問題点」、第二篇「参考資料」、第三篇「最終議定書」の三部から成っており、読者の目的に応じてそれぞれ有益な知識を提供してくれる。

第一篇では、まず南北問題の重要性と貿易開発会議の経緯を簡単にとり上げ、つぎに主要問題別に会議の討論、結論を中心に説明を加えている。①貿易障害の撤廃、②商品協定と市場組織化構想、③特惠問題、④援助・貿易外取引問題、⑤貿易原則問題、⑥貿易開発会議をめぐる機構上の諸問題、⑦特別調停委員会の結論の概要など、会議における重要案件の網羅的、概括的報告をそこに見出すことができる。

第二篇では、会議のために準備された百を超える老大な基礎資料のなかから、とくに重視されるべきものとして、「プレビッシュ報告」、「フランス覚書」、「アルタ・グラシア憲章」、

製品・半製品輸出拡大に関する事務局資料のほか、フット・ウエルヴァールス、ブラウ、ミード、ティンバーゲン、カルドアリハート、パローなど学者の個人名による寄稿論文を要約・訳出している。資料の選択は大体的な選んでいるようだが、欲をいえばこれにリンダーの論文を加えるべきであったと思われる。

第三篇では、会議で採択された諸勧告とその表決状況を集大成した「最終議定書」(Final Act)及び付属書(Annex) A、B、Cの重要部分を訳出し、これに付属統計資料を添えている。

編著者の性格上、本書はあくまでも解説と紹介の書であつて、ユニークな見解の提示は終始慎重に避けられている。それにしても、第一篇ではもうすこし全体にわたる系統的、理論的な把握の態度が欲しかったような気がする。その点の不満は残るとしても、本書は国連貿易開発会議の概貌を知り、現段階の南北問題に対する理解を深めようとする者にとって、見逃し得ない恰好の手引たることを失なわないであろう。(世界経済研究協会・A5・三三五頁・一五〇〇円)

—大山 道広—